

1. 町の総括的な考え

皆様からいただきました、ご意見に係る町の総括的な考えは次のとおりです。

- ・計画は自然災害に備えるもので、防災に加え減災の基本方針を規定し、包括的にその骨子、指針を示すよう構成しています。
- ・計画は減災を基本とし、自助・共助による地域防災力の強化・充実に重点を置き、自主防災組織の育成を重視しています。
- ・土砂災害対策に関しては、国・大阪府が危険箇所を指定し、土砂災害を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう、近畿地方整備局及び大阪府において対策が講じられます。
- ・警戒避難については、町が情報収集・伝達、避難及び救助等の細部を別に定め、印刷物の配布等により住民の皆様への周知に努めます。
- ・年度により変化する事項（行政組織、関係機関、危険箇所、人口など、推移する区域や数値）は、自治会単位等の地区防災計画作成や、本計画を適宜見直す際に併せて提示します。

2. ご意見ご提言の内容・町の考え

類似のご意見・ご提言を集約し、その内容について、町の考えを記載しています。

※個々の意見に回答するものではありませんのでご理解をお願いいたします。

ご意見ご提言等の内容	町の考え
<p>1. 改訂案が膨大で 200 頁あり、閲覧・理解しにくい。資料中の地図等はコピーのため記載内容区分が全く解読できない</p> <p>2. 作成してほしい事項</p> <ul style="list-style-type: none">・災害の種類と発生が危惧される地域の概要 <p>3. 地域ごとに整備してほしいもの</p> <ul style="list-style-type: none">・避難場所（避難誘導路の掲示位置・防犯灯の設置位置等）地図	<p>1. 今後、計画を見直す際、出来るだけ、住民の皆様にも見やすい簡潔なものを作成するよう努めます。</p> <p>2. 3. 4. 5.</p> <ul style="list-style-type: none">・計画は、防災・減災の骨子を定めたものであり、詳細を掲載するものではありません。別途、出来るだけ、住民の皆様にも見やすい簡潔なものを作成するよう努めます。・災害対策基本法で、地域防災計画を基に地区毎の防災計画を策定す

・緊急連絡先・住所と電話番号一覧
・避難時の誘導責任者・支援者リストと連絡電話番号一覧表
・一斉通報システム等の周知・連絡方法等

4. 住民説明会の開催
・3に記した内容を簡潔にまとめたパンフレットの配布
・上記パンフレットを基に自治会・民生委員・社会福祉協議会・消防・警察等との共催で説明会の開催

5. 運用・管理責任者等の為に作成してほしいもの
・災害発生時に携帯すべき最低限の連絡管理、運営などのシステム、緊急連絡責任者一覧表を記載した簡潔なもの
・避難所に統括責任者を置くようにしてほしい（一定の権限の付与）
・運用・管理責任者等対象に関係者のみに説明会を開催する

6. 新光風台3・4丁目山沿いの土砂災害指定が平成11年度に行われているが、15年余り経過した現在も、池田土木事務所は未だ土砂災害防止法に基づく調査を行っていないと思われる。町から大阪府に対し、早急に前倒しで調査を行うよう強く働きかけてほしい。

7. 上記山沿いの河川を資料1-2-5土石流危険渓流に追加指定してほしい。土石流危険区域を「地すべり危険箇所」として資料1-2-6に指定してほしい。1-2-7急傾斜地崩壊危険箇所、1-2-9山腹崩壊危険地区、1-2-10崩壊土砂流出危険地区のいずれかに適切な指定を願いたい。

ることが定められております。今後町・大阪府をはじめ、行政と各地区の皆様が緊密に連携し、協働で上記計画を作成することで地域防災計画の説明に代わるものになると考えます。

6. 担当課と連携の上、大阪府池田土木事務所に働きかけてまいります。

7. 担当課と連携の上、大阪府池田土木事務所に働きかけてまいります。

8. 上記下流地域住民の安全・安心のために計画第4項①土砂災害区域及び土砂災害特別警戒区域の指定②指定区域内での開発規制④建築物等の移転等の勧告第6項④大規模盛土造成地の把握に記載されている内容について実効性を持たせ、必要な是正措置・工事などの義務付け、是正工事がなされない場合の設備の撤去、元の状態への回復、罰則などを計画に追加してほしい。

9. 第6 宅地防災対策④大規模盛土造成地の把握の中で大規模とは如何なる広さか、 $\times\times\text{m}^2$ 以上などと明記すべき。

10. 防災予防対策の為には、予兆を敏感に察し、災害を防ぐことが重要。しかしそれがどこか全く記載されていない。大阪府のホームページ「平成26年度の土砂災害防止法の基礎調査箇所」及び豊能町のホームページ「豊能町の土砂災害警戒区域等の調査箇所が公表されたのでご確認ください」で新光風台3丁目・4丁目は「土石流危険区域」と「急傾斜崩壊危険箇所」が指定されている。一方改訂（案）では豊能町地域防災計画改定（案）第一章 災害に強い街づくりの項目では、第1：土石流対策、第2：地すべり対策、第3：急傾斜地崩壊対策に、住民への周知啓蒙が町の責任と明文化されている。その指定根拠である危険箇所はどこで、どこからの予兆を感じ取り、警戒しなければならないのか、地図を示していないため住民には理解できない。早期発

8. 計画修正時に関係課及び大阪府の意見を反映させ出来る限り実効性を持つよう努めます。

・なお、本計画は防災・減災の骨子を定めたものであり、必要な是正措置・工事などの義務付け、是正工事がなされない場合の設備の撤去、元の状態への回復、罰則などは決定できるものではありません。

9. 大規模盛土造成地は宅地造成規制法並びに同法施行令で定義されているものであるため、本計画で明記するものではありません。

（参考：「大規模盛土造成地」の定義 「盛度をした土地の面積が三千平方メートル以上であること」または「盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの」）

10. 大阪府及び豊能町の土砂災害についてのホームページは見にくいというご意見は他からもいただいており、町としても、大阪府に刷新した見やすい土砂災害危険箇所等の資料提供を求めているところです。今後基礎調査の結果が明らかになるにつれ、大阪府より資料が作成されるところであり、ホームページの刷新の際、皆様に見やすい資料を提供する予定です。

・なお、危険箇所予兆を感じるための新光風台3丁目・4丁目の警戒箇所を、地図を用いて明文化すべきという内容については、本編に各危険箇所の地図を盛り込むことは膨大な量になることもあり、池田土木事務所との連携のもと、資料を策定の都度周知いたします。

見のためにも上流の警戒箇所を、地図を用いて明文化すべき。

1 1. 本計画を補完するため避難行動要支援者 支援マニュアル

① 避難行動要支援者名簿の作成 ② 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有③ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
④ 避難支援体制の構築 ⑤ 避難訓練 等のプロセスをより具体的に明記したもの を作成してほしい

1 2. 本計画を補完するため、自主防災組織構築マニュアル① 自主防災組織を構成するのは自治会役員が最適だが、西地区の4自治会(ときわ台、東ときわ台、光風台、新光風台)は、毎年自治会役員が変わる。したがって毎年主要構成メンバーが替わっても、機能する自主防災組織を構築することに主眼を置いたもの。② 自助・共助が重要との観点から、家庭備蓄等の住民の責務を強く求めたもの、を作成してほしい。

1 3. 本計画を補完するため、避難所運営マニュアル① 備蓄品保管場所・保管品名・数量を明記したもの。② 備蓄品保管スペースは現状のコンテナは老朽化が激しいため、学校の場合は空き教室を活用することを検討し、全体最適の観点から決定したもの。③ 自治会の備蓄品所有を推奨する観点から、豊能町の備蓄品保管場所に自治会所有の備蓄品を保管できる等を配慮したもの、を作成してほしい。

1 1. 避難行動要支援者支援マニュアルは担当課を中心に現在検討を行っているところであり、今後策定に一層取り組んで参ります。

なお、当該マニュアルは、計画に盛り込むものではありません。

1 2. 自主防災組織については、平成27年度より組織育成の推進のために資器材の助成を行う予定であり、現在町内全自治会に配布している資料、要綱(案)を基に、各地区が自主防災組織の登録申請の準備をいただいております。①・②については地区の特性もありますが、各々考慮された上で組織を整え申請いただくよう働きかけます。

なお、当該マニュアルは、計画に盛り込むものではありません。

1 3. 避難所運営マニュアルについては、年度内に策定する予定です。また、緊急指定避難場所・指定避難所に指定された学校施設については、施設毎にマニュアルを策定する予定です。その中で①・②についても随時施設側と調整を図ってまいります。

・③自治会所有備品については、すぐに使用できるよう自主避難場所として、自治会館に保管することに意味があり、あくまでも一時避難者のために自治会館での保管を行っていただきたいと考えています。

なお、当該マニュアルは、計画に盛り込むものではありません。